

振込先指定方式取扱規程

第1条（目的）

この規程は、お客様のユナイテッドワールド証券株式会社（以下「当社」といいます。）における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様があらかじめ指定する預金口座等（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式の取扱いを定め、もってお客様と当社の受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

第2条（指定預金口座の取扱い）

指定預金口座の名義人は、当社の口座名義人と同一に限らせていただきます。

第3条（指定預金口座の変更）

指定預金口座を変更される場合は、所定の用紙により当社までお届けください。

第4条（金銭の受渡精算方法の指示）

金銭の受渡精算方法については、本規程に基づく振込を、インターネットなどでご指示いただきます。

2. 上記1. にかかわらず、通信取引のお客様は、本規程に基づく振込とさせていただきます。
3. 第1項のご指示を受けたとき、当社はお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。
4. 利金等について、あらかじめ当社所定の手続により振込のご指示のある場合には第4条1項のご指示をいただかずに指定預金口座に振込みます。

第5条（受入書類等）

第4条に基づき当社が振込をする場合には、その都度の受領書等の受入れは不要といたします。

第6条（手数料）

振込にかかる手数料の負担は別途定める通りとします。

第7条（免責）

当社は、次に掲げる損害はその責を負いません。

- (1) 当社が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害。
- (2) 天災地変等の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、または不能となったことにより生じた損害。

第8条（この規程の変更）

この規程は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改正されることがあります。

以 上
(平成 14 年 5 月)